

2008年3月25日

新論点の提出

国際環境 NGO FoE Japan

以下の二点につき、追加の論点を提出させていただきます。宜しくお願いたします。

ガイドラインの見直しについて

JBIC / NEXI 共に、JBIC・NEXI は、1年毎に、ガイドラインの実施状況について確認し、確認結果に基づきステークホルダーとの意見交換会を開催すべきである。また、ガイドラインの改訂及び改訂に先立って行われる包括的検討についても、透明性の確保と各種ステークホルダーへの意見を聞きつつ実施すべきである。

(現状)

- ・ ガイドラインの内容や実施について、現行ガイドライン策定以降は、特にステークホルダーとの意見交換の機会がなかった。(NGO については、議題があがれば、JBIC-NGO 定期協議会で話されることはあった。)
- ・ 改訂について、JBIC のガイドラインには、改訂については透明性の確保及び各ステークホルダーへの意見を聞くことが規定されているが、「包括的な検討」にはこれらが確保されていない。
- ・ NEXI のガイドラインでは、「OECD 輸出信用及び信用保証部会における公的輸出信用及び環境に関する共通アプローチの見直しの状況並びにこのガイドラインの実施の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、このガイドラインの見直しを行う」とあるが透明性や各種ステークホルダーへの意見の聞き取りについては確保されていない。

(趣旨)

- ・ ガイドラインの実施について、ステークホルダーと定期的に共有すること。
- ・ 改訂に関わるプロセスに透明性と説明責任を確保すること。
- ・ かかるプロセスにステークホルダーの参加を確保すること。

<検討ポイント>

- ・ 改訂に関わるプロセスに透明性、ステークホルダーの参加を確保することが重要か否か。

生態系の保全

重要な自然生息域 (Critical Natural Habitat) における事業への支援を禁止すべきである。

(現状)

- ・ JBIC 及び NEXI のガイドライン第 2 部には、貴重な自然環境、生態系、希少種の保護に関する項目がない。

(趣旨)

- ・ 貴重な自然環境、生態系、希少種の保護は気候変動問題に並び非常に重要かつ現在注目されている。JBIC 及び NEXI の環境審査の際にもプロジェクトがこれらの点について配慮されていることを確認することは重要である。
- ・ 日本政府は平成 19 年 11 月に「第三次生物多様性国家戦略」を定めているが、その中で、生物多様性分野における国際的なリーダーシップを発揮する必要性が論じられ、また、あらゆる開発計画及び個別事業における適切な環境配慮がされた取組を支援する旨書かれている。
- ・ 2007 年のハイリゲンダムサミットのサミット首脳宣言において、生物多様性の保全の重要性が強調されている。
- ・ 2007 年の G8 環境大臣会合においても、生物多様性の重要性とその損失を食い止めるための更なる努力が必要であることを日本政府も合意している。

(他機関の事例)

- ・ OPIC では、国立公園や世界遺産などの指定地区のみならず、主要な森林及び生息環境に対して重大かつ不合理な影響を与えるようなプロジェクトは、スクリーニング時にカテゴリ F と分類され、支援しない。
- ・ ECGD では、2010 年までに地上の生態系の損失速度比率を下げること及び海洋の生態系の喪失を阻止することがコミットされている。

<検討ポイント>

- ・ ガイドラインの目的を鑑みた場合に、当該項目を含めることの必要性及び有効性はどのようなものか。